

鴻巣市ふるさと納税業務委託プロポーザル 審査基準書

1 審査項目

審査における評価項目は次のとおりとする。

No	評価項目	評価の視点	審査資料	配点
1	ふるさと納税制度及び業務に対する理解度	- ふるさと納税制度やその関連分野を取り巻く社会環境についての情報等を把握・分析し、制度に関する現状と課題及び今後の方向性についての確に整理できているか - 本市がふるさと納税を推進・強化する背景や目的、制度運用の現状と課題を正しく整理できているか	○企画提案書2(1)	5点
2	新規返礼品の企画提案	- 本市の地域資源や特色を活かし、寄附者ニーズや市場分析を踏まえた返礼品の提案に向けた具体的な手法やプロセスが提案されているか - 新規返礼品の開発に向けた事業者支援の具体的な手法やプロセスが提案されているか - 仕様書に定める新規返礼品提供事業者数及び新規返礼品数の成果目標達成に向けた具体的な手法が提案されているか - 成果目標の進捗管理及び効果検証の方法が示されているか - 提案内容に実現性があり、業務期間中の成果が期待できるか	○企画提案書2(2) ○工程表	15点
3	既存返礼品の寄附件数増加に向けた提案	- 寄附実績データの分析結果を活用した返礼品の改善に向けた具体的な手法やプロセスが提案されているか - 返礼品ページ（写真、紹介文、タイトル等）の具体的な改善手法が示されているか - ポータルサイトごとの特性を踏まえた運営が提案されているか - SEO対策（検索順位向上策等）が示されているか - 仕様書に定める寄附件数及び寄附金額の成果目標達成に向けた具体的な手法が示されているか - 分析結果を活用した改善サイクル及び効果検証の方法が示されているか - 提案内容に実現性があり、業務期間中の成果が期待できるか	○企画提案書2(3) ○工程表	15点
4	ふるさと納税制度の改正に伴う取組提案	- 制度改正等についての情報収集体制は整っているか - 制度改正等についての協力事業者への周知・支援体制があるか - 制度改正に伴う経費率管理や地場産品基準への適合確認を適切に実施できるか - 法令違反や制度不適合を未然に防ぐ取組があるか - 将来的な制度変更にも柔軟に対応できる体制となっているか	○企画提案書2(4)	10点
5	本市返礼品等の効果的なプロモーション	- 本市の魅力を効果的に発信する戦略があるか - ポータルサイトを活用した集客施策が充実しているか - 情報発信の具体的な手法が提案されているか - 季節やイベントに応じた販売促進施策があるか - ターゲット分析に基づく効果的なプロモーションが提案されているか - 費用対効果の高いプロモーション手法が示されているか - 本市が確保するプロモーション予算の効果的な活用方法について、具体的なかつ実現可能な提案がされているか	○企画提案書(5) ○工程表	10点
6	既存返礼品提供事業者（協力事業者）のフォローアップ	- 返礼品提供事業者（協力事業者）への定期的な訪問や面談体制が構築されているか - 寄附実績や市場動向等の分析結果を事業者へ提供できるか - 寄附実績の向上や返礼品の魅力向上につながる支援が期待できるか - 事業者向け研修会や勉強会等の実施が提案されているか - 事業者との信頼関係構築や満足度向上に向けた取組があるか	○企画提案書2(6) ○工程表	10点
7	セキュリティ対策・事故対応	- 個人情報保護に関する規程や運用体制が整備されているか - 情報セキュリティ認証等の取得はあるか - 情報漏えい・誤送付等の事故防止策が講じられているか - 事故発生時の連絡・報告・復旧手順は明確化されているか - 社内の教育体制が整っているか	○企画提案書2(7) ○営業経歴書 ○認証書・登録証の写し	5点
8	事務的業務の遂行能力	- 業務遂行に必要な人員体制が確保されているか - 責任者及び担当者の経験・実績は十分か - 寄附情報管理やデータ処理能力に優れているか - 返礼品の発注・配送管理を適切に実施できるか - 寄附者や事業者からの問合せへ迅速かつ適切に対応できるか - 繁忙期におけるバックアップ体制や応援体制が整備されているか - 寄附データの分析及び活用体制が構築されているか - 月次報告及び進捗管理を適切に実施できるか	○企画提案書2(8)(10) ○技術資料 ○工程表	10点
9	独自提案	○ 他社に無い強みや、本市にとって有益な独自提案がなされているか	○企画提案書2(9)(10)	10点
10	見積額	○ 配点 × （最低提案価格 ÷ 提案者の提案価格） ※小数点第2位四捨五入	○見積書 ○内訳書	10点
合計				100点

2 評価方法

- 上記1の審査項目について、「鴻巣市ふるさと納税業務委託におけるプロポーザル審査委員会」が定める各評価員が、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づき、評価する。
- 技術評価点は、各評価員が評価した点数の合計を審査委員数で除した平均点（小数点第2位を四捨五入）とする。
- 見積額については、評価員によらず判断基準に基づく配点とする。

3 優先交渉事業者の決定方法

- 本結果を「鴻巣市ふるさと納税業務委託におけるプロポーザル審査委員会」に報告し、同委員会でも審議の上、最も点数が高い事業者を優先交渉事業者として決定する。
 なお、合計点数が同点の場合には、「見積額」の評価が最も高い（見積金額が低い）事業者を、優先交渉事業者とする。
- 選考結果は、令和8年12月25日(金)までに文書及び電子メールにより通知するとともに、本市ホームページにて公表する。
- 本市にて最終的に選考された優先交渉事業者とは、契約仕様について協議の上、速やかに契約を締結するものとする。
 なお、優先交渉事業者との協議の結果、合意に達しない場合には、次点の提案事業者と協議を行うものとする。